

(証券コード 5986)  
2020年6月8日

株 主 各 位

大阪府中央区谷町六丁目18番31号  
**モリテック スチール株式会社**  
取締役社長 門 高 司

## 第79回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第79回定時株主総会を、下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいまして、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2020年6月24日(水曜日)午後5時30分までにご返送くださいますようお願い申し上げます。

「新型コロナウイルス感染拡大防止のためのご来場自粛のお願い」を同封しております。あわせて、ご高覧ください。なお、ご出席の株主様へお土産はお配りいたしません。ご了承ください。

敬 具

記

1. 日 時 2020年6月25日(木曜日)午前10時
2. 場 所 大阪市天王寺区上本町八丁目2番6号  
大阪国際交流センター 大会議室「さくら」(2階)
3. 目的事項  
報告事項
  1. 第79期(2019年4月1日から2020年3月31日まで)事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
  2. 第79期(2019年4月1日から2020年3月31日まで)計算書類報告の件
- 決議事項
 

第1号議案	剰余金の処分の件
第2号議案	取締役8名選任の件
第3号議案	監査役2名選任の件
第4号議案	補欠監査役1名選任の件
第5号議案	退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件
第6号議案	役員賞与支給の件
第7号議案	当社株券等の大規模買付行為に関する対応方針(買収防衛策)の継続の件

以 上

本招集ご通知に際して記載すべき書類のうち、連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」及び計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」につきましては、法令及び当社定款第14条の規定に基づき、当社ウェブサイト(<https://www.molitec.co.jp/>)に掲載しておりますので、本招集ご通知には記載していません。

なお、株主総会参考書類及び添付書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト(<https://www.molitec.co.jp/>)に掲載させていただきます。

# 事業報告

(2019年4月1日から  
2020年3月31日まで)

## 1. 企業集団の現況に関する事項

### (1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、消費増税による個人消費への影響や米中貿易摩擦など複数のマイナス要因により、製造業を中心に景気後退感が強まりました。さらに、新型コロナウイルスの世界的な感染拡大に伴い、景気の先行きは一段と不透明な状況となっております。

このような状況下におきまして、当連結会計年度の当期売上高は266億7千8百万円と前連結会計年度比9.2%減少、営業利益は4千4百万円と前連結会計年度比94.6%減少、経常利益は1億3千5百万円と前連結会計年度比84.7%減少、親会社株主に帰属する当期純利益は8千万円と前連結会計年度比87.4%の減少となりました。

セグメント別の売上高、営業利益につきましては、特殊帯鋼、普通鋼等を販売しております商事部門では、売上高は149億3千万円と前連結会計年度比10.8%減少し、セグメント利益（営業利益）は4億6百万円と前連結会計年度比24.9%の減少となりました。

焼入鋼帯、鋳金加工品を製造販売しております焼入鋼帯部門、鋳金加工品部門では、焼入鋼帯部門につきましては売上高は13億1千2百万円と前連結会計年度比13.4%減少し、セグメント利益（営業利益）は9千8百万円と前連結会計年度比42.8%の減少となりました。鋳金加工品部門につきましては売上高は66億6千7百万円と前連結会計年度比6.5%減少、セグメント利益（営業利益）は4億9千6百万円と前連結会計年度比40.8%の減少となりました。

また、海外事業につきましては、売上高は37億6千8百万円と前連結会計年度比5.9%減少し、セグメント利益（営業利益）は3千7百万円と前連結会計年度比89.2%の減少となりました。

## セグメント別売上高

区 分	前 期		当 期		増減率
	自 2018年 4月 1日 至 2019年 3月 31日		自 2019年 4月 1日 至 2020年 3月 31日		
	金額	構成比	金額	構成比	
	百万円	%	百万円	%	%
特殊帯鋼	11,956	40.7	10,792	40.5	△9.7
普通鋼	3,412	11.6	2,988	11.2	△12.4
その他	1,366	4.7	1,148	4.3	△16.0
商事部門	16,736	56.9	14,930	56.0	△10.8
焼入鋼帯部門	1,515	5.2	1,312	4.9	△13.4
鋳金加工品部門	7,134	24.3	6,667	25.0	△6.5
海外事業	4,002	13.6	3,768	14.1	△5.9
合 計	29,389	100.0	26,678	100.0	△9.2

## (2) 設備投資・資金調達等の状況

当連結会計年度は、生産の合理化及び海外子会社の生産能力の増強を目的とした設備投資を行い、設備投資総額は10億6千6百万円となりました。

なお、当連結会計年度の設備資金は、自己資金及び金融機関からの借入金などにより賅っております。

### (3) 対処すべき課題

当社グループは、特殊帯鋼の専門商社及び焼入鋼帯・鍍金加工品のメーカーという、商社とモノづくりという二つの機能を持った企業として事業展開しております。その特色を活かし、価値提案企業として、特殊帯鋼の加工技術の活用提案を行うと共に、素材、プレス、熱処理技術の強みを活かしたサービスや製品を自動車、農業機械、住環境機器、医療機器分野など、広範な市場に提供してまいります。

研究開発につきましては、けいはんなR&Dセンターを研究開発拠点として、自社ブランド製品の開発のみならず、主力販売先である自動車業界のEV化の流れにも対応すべく、次世代自動車領域への開発部門を設置するなど、新たな企業価値創造に向けて、積極的な事業展開を推進してまいります。

海外展開につきましては、海外市場における需要への迅速な対応と新規需要開拓推進に向け、積極的に資本を投入し、海外拠点での生産・販売の更なる体制強化によってグローバル展開を推進してまいります。

環境対策につきましては、環境保全の取組みを経営上の重点課題の一つと位置づけ、環境マネジメントシステムの国際規格であるISO14001の活動を全社をあげて推進し、環境への負荷低減に努めるとともに、地球環境にやさしい素材並びに製品のサービスと生産を行ってまいります。

当社グループは、今後とも持続的成長と社会的責任を果たす企業として、全てのステークホルダーから信頼される企業であり続けるために、更なるコーポレート・ガバナンスの充実、コンプライアンス体制の強化と共に内部統制の運用により、透明性の高い経営に努めてまいります。

**(4) 財産及び損益の推移の状況**

## ① 企業集団の財産及び損益の推移の状況

区 分	第76期 (2016年度)	第77期 (2017年度)	第78期 (2018年度)	第79期 (当期) (2019年度)
売 上 高 (百万円)	26,712	29,440	29,389	26,678
経 常 利 益 (百万円)	559	1,092	884	135
親会社株主に帰属 する当期純利益 (百万円)	531	859	639	80
1株当たり当期純利益 (円)	23.71	38.35	28.53	3.61
総 資 産 (百万円)	23,105	25,467	26,465	22,979
純 資 産 (百万円)	12,711	13,544	13,636	13,313

(注) 1株当たり当期純利益は、自己株式控除後の期中の平均発行済株式総数により算出しております。

## ② 当社の財産及び損益の推移の状況

区 分	第76期 (2016年度)	第77期 (2017年度)	第78期 (2018年度)	第79期 (当期) (2019年度)
売 上 高 (百万円)	22,062	25,010	24,521	21,940
経 常 利 益 (百万円)	481	678	551	112
当期純利益または 当期純損失(△) (百万円)	△355	450	336	18
1株当たり当期純利益または 1株当たり当期純損失(△) (円)	△15.88	20.09	15.02	0.84
総 資 産 (百万円)	20,050	22,472	22,921	19,714
純 資 産 (百万円)	12,308	12,628	12,531	12,020

(注) 1株当たり当期純利益または1株当たり当期純損失(△)は、自己株式控除後の期中の平均発行済株式総数により算出しております。

## (5) 重要な親会社及び子会社の状況

### ① 親会社の状況

該当事項はありません。

### ② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	出資比率	主要な事業内容
ジュタワン・モリテック (タイランド) 株式会社	百万タイバーツ 223	% 99.5	タイ国内向け鋼材加工販売、鋅金加工品の製造販売
モリテックスチール インドネシア株式会社	百万インドネシアルピア 39,000	% 100.0	インドネシア国内向け鋼材加工販売
モリテックスチール メキシコ株式会社	百万メキシコペソ 266	% 100.0	メキシコ国内向け鋼材加工販売、鋅金加工品の製造販売
上海摩立特克鋼鉄商貿 有限公司	百万人民元 10	% 100.0	中国国内向け鋼材加工販売
日輪鋼業株式会社	百万円 33	% 85.5	日本国内外向け鋼材加工販売
モリテックスチール (ベトナム) 会社	百万ベトナムドン 31,152	% 100.0	ベトナム国内向け鋼材加工販売

(注) 特定完全子会社に該当する子会社はありません。

## (6) 主要な事業内容

特殊帯鋼（熱間圧延鋼帯・ステンレス鋼帯等を含む。）、普通鋼等鋼材の仕入販売（商事部門）と焼入鋼帯、鋅金加工品の製造販売（製造部門）を行っております。

## (7) 主要な営業所及び工場

### ① 当社

本社 大阪市中央区谷町六丁目18番31号

販売拠点 北海道営業所、東北営業所（仙台市）、東京支店、名古屋支店、大阪営業部、海外事業本部（大阪市）、広島営業所、九州出張所（福岡市）

生産拠点 宇都宮工場、三重大山田工場

開発拠点 けいはんな R & D センター（京都府相楽郡）

海外拠点 インド駐在員事務所

## ② 子会社

ジュタワン・モリテック（タイランド）株式会社

モリテックスチールインドネシア株式会社

モリテックスチールメキシコ株式会社

上海摩立特克鋼鐵商貿有限公司

日輪鋼業株式会社

モリテックスチール（ベトナム）会社

モリテックプロダクトサポート株式会社

## (8) 従業員の状況

## ① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前連結会計 年度末比増減
603名	38名増

## ② 当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
345名	6名増	38才3ヵ月	13年6ヵ月

(注) 出向社員（18名）及び嘱託・臨時社員（66名）は含まれておりません。

## (9) 主要な借入先

借入先	借入額
株式会社三菱UFJ銀行	586百万円
株式会社みずほ銀行	50百万円
株式会社関西みらい銀行	60百万円
株式会社国際協力銀行	519百万円

## 2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 50,000,000株  
(2) 発行済株式の総数 22,405,149株(自己株式152,914株を除く。)  
(3) 当事業年度末の株主数 6,928名  
(4) 大株主(上位10名)

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
日 鉄 日 新 製 鋼 株 式 会 社	2,244千株	10.02%
株 式 会 社 メ タ ル ワ ン	1,328千株	5.93%
日 本 生 命 保 険 相 互 会 社	1,270千株	5.67%
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	1,110千株	4.96%
株 式 会 社 関 西 み ら い 銀 行	960千株	4.29%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	818千株	3.65%
大 同 生 命 保 険 株 式 会 社	600千株	2.68%
森 文 子	492千株	2.20%
森 浩 之	466千株	2.08%
第 一 生 命 保 険 株 式 会 社	450千株	2.01%

(注) 1. 持株比率は自己株式(152,914株)を控除して計算しております。

2. 日鉄日新製鋼株式会社は、2020年4月1日より日本製鉄株式会社へ社名変更しております。

## (5) その他株式に関する重要な事項

特記すべき事項はありません。

## 3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。



## 4. 会社役員に関する事項

### (1) 取締役及び監査役の状況

地 位	氏 名	担当、重要な兼職の状況
取締役会長 (代表取締役)	永 見 研 二	
取締役社長 (代表取締役)	門 高 司	
専務取締役 執行役員	赤 尾 正 則	製造本部長、兼三重大山田工場長、技術本部、ジュタワン・モリテック (タイランド) 株式会社管掌
専務取締役 執行役員	木 村 慎 一	営業本部長、海外事業本部長、上海摩立特克鋼鉄商貿有限公司 董事長、モリテックスチールインドネシア株式会社取締役会長、R&D本部、モリテックスチール (ベトナム) 会社管掌
常務取締役 執行役員	松 下 善 紀	本社統括本部長、モリテックプロダクトサポート株式会社取締役社長
取 締 役 執行役員	谷 口 正 典	本社統括本部経理部長
取 締 役 執行役員	森 泰 之	技術本部長、R & D本部長
取 締 役 執行役員	内 山 良 成	営業本部副本部長、兼大阪営業部長、海外事業本部副本部長、モリテックスチール (ベトナム) 会社取締役会長
取 締 役 監査役(常勤)	阪 口 誠 之	中之島シティ法律事務所 弁護士
監査役(常勤)	森 剛 之	
監 査 役	速 水 宏 祐	
監 査 役	中 田 康 浩	日鉄日新製鋼株式会社 経営企画部グループ企画室長
監 査 役	藤 谷 和 憲	しんらい総合法律事務所 弁護士

- (注) 1. 取締役のうち阪口 誠氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 監査役のうち中田康浩及び藤谷和憲の両氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
3. 監査役中田康浩氏は、財務・会計に関する十分な知見を有しております。
4. 日鉄日新製鋼株式会社は、2020年4月1日より日本製鉄株式会社に社名変更しております。
5. 当期中の取締役の異動
- (1) 内山良成氏は、2019年6月27日開催の第78回定時株主総会において、新たに取締役に選任され就任いたしました。
- (2) 清水正廣氏は、2019年6月27日開催の第78回定時株主総会終結の時をもって任期満了により、取締役を退任いたしました。

6. 当期中の監査役の異動等

- (1) 速水宏祐氏は、2019年6月27日開催の第78回定時株主総会において、新たに監査役に選任され就任いたしました。
- (2) 五島吉朗氏は、2019年6月27日開催の第78回定時株主総会終結の時をもって任期満了により、監査役を退任いたしました。
- (3) 中田康浩氏は、2020年3月31日をもって辞任いたしました。補欠監査役の宗吉勝正氏が、2020年4月1日をもって、新たに社外監査役に選任され就任いたしました。

7. 独立役員

当社は、社外取締役阪口 誠氏及び社外監査役藤谷和憲氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指名し、同取引所に届け出ております。

8. 当期中の取締役の地位の異動

氏 名	異 動 後	異 動 前	異動年月日
永 見 研 二	取締役会長	取締役社長	2019年6月27日
門 高 司	取締役社長	常務取締役	

9. 決算期後に生じた取締役の担当及び重要な兼職の異動

氏名	異動後	異動前	異動年月日
赤尾 正 則	製造本部長、ジュタワン・モリテック (タイランド) 株式会社管掌	製造本部長、兼三重大山田工場長、技術本部、ジュタワン・モリテック (タイランド) 株式会社管掌	2020年4月1日
木村 慎一	営業本部長、海外事業本部長、上海摩立特克鋼鉄商貿有限公司董事長、モリテックスチールインドネシア株式会社取締役会長、モリテックスチール (ベトナム) 会社管掌	営業本部長、海外事業本部長、上海摩立特克鋼鉄商貿有限公司董事長、モリテックスチールインドネシア株式会社取締役会長、R&D本部、モリテックスチール (ベトナム) 会社管掌	
松下 善 紀	技術本部長、兼けいはんなR&Dセンター長、モリテックプロダクトサポート株式会社取締役社長	本社統括本部長、モリテックプロダクトサポート株式会社取締役社長	
谷口 正 典	管理本部長、兼経理部長	本社統括本部経理部長	
森 泰 之	製造本部副本部長	技術本部長、R&D本部長	
内山 良 成	製造本部三重大山田工場長、兼調達管理部長、モリテックスチール (ベトナム) 会社取締役会長	営業本部副本部長、兼大阪営業部長、海外事業本部副本部長、モリテックスチール (ベトナム) 会社取締役会長	

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当社の社外取締役及び社外監査役は、同法第423条第1項の責任につき、同法第425条第1項に規定する最低責任限度額をもって、損害賠償責任の限度としております。

### (3) 取締役及び監査役の報酬等の総額

区 分	人 数	報酬等の額	摘 要
取 締 役	10名	240,966千円	うち社外役員 3名 6,000千円
監 査 役	5名	41,503千円	
計	15名	282,470千円	

- (注) 1. 上記には、2019年6月27日開催の第78回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名、監査役1名を含んでおります。
2. 上記のほか、使用人兼務取締役の使用人給与相当額25,349千円を支払っております。
3. 取締役の報酬限度額は、2006年6月29日開催の第65回定時株主総会において年額216,000千円以内と決議いただいております。
4. 監査役の報酬限度額は、2006年6月29日開催の第65回定時株主総会において年額48,000千円以内と決議いただいております。
5. 報酬等の額には、当事業年度に係る役員退職慰労引当金の繰入額63,611千円及び役員賞与の見積り額35,000千円を含めております。

### (4) 社外役員に関する事項

#### ① 重要な兼職の状況等

区 分	氏 名	兼職先	兼職の内容	関 係
取 締 役	阪 口 誠	中之島シテイ法律事務所	弁護士	—
監 査 役	中 田 康 浩	日鉄日新製鋼株式会社	経営企画部グループ企画室長	当社の株主
監 査 役	藤 谷 和 憲	しんらい総合法律事務所	弁護士	—

(注) 日鉄日新製鋼株式会社は、2020年4月1日より日本製鉄株式会社に社名変更しております。

#### ② 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主な活動状況
取 締 役	阪 口 誠	当期開催の取締役会19回のうち19回出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
監 査 役	中 田 康 浩	当期開催の取締役会19回のうち17回出席し、また、監査役会6回のうち5回出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
監 査 役	藤 谷 和 憲	当期開催の取締役会19回のうち18回出席し、また、監査役会6回のうち6回出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。

## 5. 会計監査人の状況

### (1) 名称

協立監査法人

### (2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額 20,500千円

当社及び子会社が監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 21,500千円

- (注) 1. 監査役会は、取締役、社内関係部署及び会計監査人から必要な資料を入手し、かつ、報告を受け、必要に応じて説明を求め、会計監査人の監査計画の内容、従前の事業年度における職務執行状況や報酬見積りの算出根拠などについて検証した結果、その報酬は妥当であると認め同意しております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬を区分しておらず、実質的にも区分できないため、これらの合計額を記載しております。
3. 海外の重要な子会社は、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

### (3) 非監査業務の内容

当社の子会社は、会計監査人（協立監査法人）に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務である財務調査業務を委託し、対価を支払っております。

### (4) 解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合、又は監査の適正性をより高めるために変更することが妥当であると判断される場合には、会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決議いたします。

## 6. 業務の適正を確保するための体制

### (1) 当社及び子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、「企業倫理規程」を定め、これをコンプライアンスに関する規範とする。代表取締役を委員長とする「経営倫理委員会」のもと、全社を挙げて法令・規程順守の体制を整備するとともに、当社の企業理念、社員行動基準を集約した「モリテックグループ行動規範」ハンドブックを作成し、全役職員に配布することでコンプライアンス精神の浸透を図る。

また、相談・通報制度として、「ヘルプライン運営規程」を定め、社員等からの相談・通報を受けた際は、問題の早期解決を図りつつ、通報者の秘密を厳守するとともに、通報者が不利益を被ることがないように万全の体制を期す。

### (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、法令及び社内に定める「文書管理規程」に則り文書等の保存を行う。

また、「情報管理委員会規則」に則り、情報管理委員会によって情報管理におけるセキュリティ対策や教育要請を行う。さらに、情報の管理については「情報管理規程」に沿い、個人情報については当社の「個人情報管理規程」及びマニュアルに沿って対応する。

- (3) 当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制  
当社は、リスク管理に関する事項を「リスク管理規程」に定め、業務上のリスクを積極的に予見し、適切に評価する管理体制の確立及び継続的改善を図る。また、「リスクマネジメント委員会」において、近い将来発生が予測されるリスク及び潜在的リスクのマネジメント（回避、軽減、移転等の措置）について協議する。  
また、緊急事態発生時、全社的対応が必要な場合、緊急事態対応体制をとる。
- (4) 当社及び子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制  
当社は、定期的開催する定例取締役会のほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、重要事項の決定、経営戦略・事業計画の執行及び監視に関する意思決定を機動的に行う。  
当社の取締役会では、子会社の財務状況その他の重要事項の報告を受ける。経営計画については、次期事業年度及び中期の予算を立案し、具体的数値に基づいた全社的な目標を各部門の責任者に示す。  
各部門においては部門目標を設定し、達成に向けて、進捗管理と具体的施策を実行する。  
また、当社は、経営の意思決定の迅速化を図りつつ、監督責任と執行責任を明確化するため執行役員制度を導入し、各執行役員は取締役会から示された経営計画の達成を担う。  
取締役の任期を1年とし、変化の激しい経営環境に迅速に対応するものとする。
- (5) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制  
当社は、「関係会社管理規程」を定め、子会社に関する業務の円滑化を図り、子会社を育成強化する。  
また、「関係会社管理規程」に則り、子会社からの報告事項や監査方法等を定め、良好な統制環境を保持しつつ、全社的な内部統制システムを構築し、かつ適正な運用を行う。
- (6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項  
監査役より求めがあれば、監査役の業務補助のため監査役スタッフを置くものとする。  
監査役が指定する補助すべき期間中は、指名された使用人への指揮権は監査役に委譲されたものとし、取締役の指揮命令は受けないものとする。監査役の指示の実効性を確保する。
- (7) 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項  
使用人の人事（任命・異動・評定）については、監査役の同意を得るものとする。

- (8) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制、その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、取締役に対する監査を行うため取締役会に出席し、その他重要な意思決定や業務執行状況の把握のため、主要な会議や委員会へも出席し、必要に応じて、取締役及び使用人にその説明を求めることができる。

当社及び当社子会社の取締役及び使用人は、会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実があることを発見したときは、直ちに監査役に報告する。

監査役に報告をした者は、当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを受けないものとする。

また、監査役は、代表取締役と定期的に会合を持ち、会社が対処すべき課題や監査上の重要事項について意見交換をする。

内部監査部は、監査終了後すみやかに、監査の結果について、代表取締役並びに監査役に監査報告書を提出する。

なお、監査役及び内部監査部は、会計監査人や弁護士など外部の専門家と、情報の交換を行うなど連携を図っていくものとする。

- (9) 監査役の職務の執行について生ずる費用等の処理に係る方針に関する事項

監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理については、当該監査役の職務の執行に必要でないとして認められた場合を除き、監査役の請求により当該費用又は債務を処理するものとする。

- (10) 反社会的勢力排除に向けた体制

当社は、「モリテックグループ行動規範」の中で、社会の秩序や安全並びに企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力や個人・団体に対しては、毅然とした態度で臨み、一切の取引や関係を遮断し、一切関わらないものとする旨を定め、対応部署において外部専門機関などから情報を収集するとともに、社内研修など社員教育に努めるものとする。

また、有事の際には、所轄警察署、顧問弁護士等と連携し、組織的に反社会的勢力からの不当要求を遮断、排除するものとする。

## 7. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度における主な取組みは、以下の通りであります。

### (1) コンプライアンスに対する取組み

当社及び当社子会社の取締役及び使用人に向けて、定期的にコンプライアンスの重要性に関するメッセージを発信するとともに、情報セキュリティ基本方針、情報セキュリティ規程、情報セキュリティ対策実施基準を定め、研修を通して法令順守やコンプライアンス意識向上に向けた取組みを継続的に行っております。

### (2) リスク管理に対する取組み

当社及び子会社の主要な損失の危険性に関する事項は、取締役会及び常務会並びに経営会議、経営執行役員会議において管掌役員及び担当役員並びに所管部門の管理者等から定期的に報告が行われております。

### (3) 職務執行の効率性を確保するための取組み

取締役会は、社外取締役1名を含む取締役9名で構成され、常勤監査役2名及び社外監査役2名も出席しております。取締役会の開催日は年初に計画し、年間計画表に沿って19回開催し、各議案についての審議、業務の執行状況等の監督を行っております。また、子会社における経営上の重要な意思決定事項については、当社取締役会にて決議を行っております。さらに毎年グローバルミーティングを開催し、国内外子会社の経営陣と当社取締役及び執行役員並びに海外関係部門と情報共有化を図っております。

### (4) 監査役職務の執行について

監査役は、監査計画に基づき監査を実施するとともに、監査役会の開催日は年初に計画し、年間計画に沿って定例取締役会開催時に6回開催し、必要に応じて代表取締役及び取締役並びに内部監査部等と監査内容についての意見交換を実施しております。また、半期毎に会計監査人と面談し、監査結果の概要の報告を受けるとともに、経営上の重要事項についての意見交換を実施しております。



## 8. 会社の支配に関する基本方針

### ① 基本方針の内容

当社は、1943年5月に創業以来、特殊帯鋼（みがき特殊帯鋼、熱間圧延鋼帯、ステンレス鋼帯）、普通鋼等を主とした鋼材の販売をする商事部門と、特殊帯鋼を主原料とする焼入鋼帯（ペーナイト鋼帯を含む。）及び、鋳金加工品（コードリール、ゼンマイを含む。）の生産をする製造部門を中心として事業展開をしております。

現在当社は、『会社の繁栄は従業員の幸福につながり社会に貢献することにある』を経営理念とし、『持続的に成長する会社づくり』を経営方針としております。当社は、この理念に基づき、短期的な収益の確保のみならず、中長期的な視野に立って、当社の従業員、取引先の皆様、お客様その他の当社に係る利害関係者を含んだ当社の本源的価値及び株主様共同の利益を持続的に維持・向上させていくことが必要であると考えております。

### ② 基本方針実現のための取組み

○当社の財産の有効な活用、適切な企業グループの形成その他の基本方針の実現に資する特別な取組み

当社及び当社グループ会社は、透明で公正な企業活動による持続的に成長する会社づくりをめざして、特殊帯鋼の専門商社及び焼入鋼帯・鋳金加工品のメーカーとして、特殊帯鋼の市場占有率の向上を図るとともに、特殊帯鋼の特性を熟知した加工技術をもつ強みを活かした安全な製品を自動車のエンジン・ミッション、農業機械、住環境機器などの広範な市場に安定的に提供しております。

また、価値提案企業として、特殊帯鋼の加工性情報を活用した販売に努め、広幅焼入鋼帯のさらなる市場創造と、自動車エンジン・ミッション分野へのアッセンブリ製品の展開、農業機械分野へのモジュール製品などの複合製品の展開をそれぞれ推進するとともに、自社ブランド製品の開発に努めております。

また、当社は、企業の社会的責任を果たし、株主の皆様、顧客の皆様、ユーザーの皆様、取引先の皆様、従業員などさまざまなステークホルダーから信頼されることが、事業活動において不可欠と考えております。

また、コーポレート・ガバナンスの充実・強化が経営上の重要課題であると認識し、公正かつ透明性のある経営基盤の強化を図り、的確な意思決定と迅速な業務執行を行うよう努めております。

○基本方針に照らして不適切な者によって当社が支配されることを防止するための取組み

当社は、2017年5月26日開催の取締役会において、2017年6月27日開催の第76期事業年度に係る定時株主総会における株主の皆様のご承認を条件に、「当社株券等の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）」（以下、「本プラン」といいます。）を継続することを決議し、2017年6月27日開催の定時株主総会でご承認をいただいております。

本プランでは、当社の株券等を20%以上取得しようとする者（大規模買付者）が現れた場合に、大規模買付者が本プランに定める要件（必要情報及び検討期間）を満たさない場合、また、要件を満たす場合であっても当該大規模買付行為が、当社の企業価値及び株主様共同の利益の確保・向上に反し、対抗措置を採ることが相当と認められる場合には、当社取

締役会は、当社株主の皆様の利益を守るために、対抗措置を採ることがあります。

当社が本プランに基づき発動する大規模買付行為に対する対抗措置は、新株予約権無償割当て等、会社法その他の法令及び当社の定款により認められる措置といたします。

具体的に如何なる手段を講じるかについては、独立委員会の勧告を最大限尊重して、その時点で最も適切と当社取締役会が判断したものを選択することといたします。

本プランの有効期間は、2020年6月30日までに開催される第79回定時株主総会の終了の時までであります。

### ③ 具体的な取組みに対する取締役会の判断及びその理由

当社取締役会は、これらの取組みが基本方針に沿うものであり、株主様共同の利益を損なうものではなく、会社役員の地位の維持を目的とするものでもないと考えております。

本プランは、当社株主の皆様が大規模買付行為に応じるか否かを判断するために必要な情報や、現に当社の経営を担っている当社取締役の意見を当社株主の皆様を提供し、さらには、当社株主の皆様が代替案の提示を受ける機会を確保することを目的としております。これにより当社株主の皆様は十分な情報のもとで、大規模買付行為に応じるか否かについて適切な判断をすることが可能となり、そのことが当社の企業価値及び株主様共同の利益の確保・向上に繋がるものと考えております。

同時に本プランは、本プランの発動等に際しての社外者からなる独立委員会の設置や合理的な客観的発動要件を設定しており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しております。

# 連結貸借対照表

(2020年3月31日現在)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>(資産の部)</b>	千円	<b>(負債の部)</b>	千円
<b>流動資産</b>	<b>14,217,984</b>	<b>流動負債</b>	<b>7,508,178</b>
現金及び預金	3,254,903	支払手形及び買掛金	5,968,791
受取手形及び売掛金	5,354,050	短期借入金	581,951
電子記録債権	1,528,514	リース債務	30,350
商品及び製品	2,763,504	未払法人税等	15,849
仕掛品	536,839	賞与引当金	187,942
原材料及び貯蔵品	525,816	役員賞与引当金	35,000
その他	263,161	その他	688,293
貸倒引当金	△8,804	<b>固定負債</b>	<b>2,158,507</b>
<b>固定資産</b>	<b>8,762,014</b>	長期借入金	635,895
<b>有形固定資産</b>	<b>6,537,107</b>	リース債務	122,711
建物及び構築物	1,622,225	繰延税金負債	119,383
機械装置及び車両運搬具	2,863,407	役員退職慰労引当金	439,686
工具、器具及び備品	219,108	退職給付に係る負債	840,830
土地	1,488,790	<b>負債合計</b>	<b>9,666,686</b>
リース資産	113,443	<b>(純資産の部)</b>	
建設仮勘定	230,131	<b>株主資本</b>	<b>12,745,918</b>
<b>無形固定資産</b>	<b>62,818</b>	資本金	1,848,846
リース資産	29,563	資本剰余金	1,476,445
その他	33,254	利益剰余金	9,461,609
<b>投資その他の資産</b>	<b>2,162,088</b>	自己株式	△40,982
投資有価証券	1,249,092	その他の包括利益累計額	511,117
長期貸付金	11,460	その他有価証券評価差額金	246,681
繰延税金資産	237,917	為替換算調整勘定	281,514
退職給付に係る資産	147,678	退職給付に係る調整累計額	△17,078
その他	523,939	<b>非支配株主持分</b>	<b>56,276</b>
貸倒引当金	△8,000	<b>純資産合計</b>	<b>13,313,312</b>
<b>資産合計</b>	<b>22,979,999</b>	<b>負債及び純資産合計</b>	<b>22,979,999</b>

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 連結損益計算書

(2019年4月1日から  
2020年3月31日まで)

科 目	金 額	
	千円	千円
高価		26,678,275
利益		23,486,079
総		3,192,196
一般管理		3,147,839
利益		44,356
収		
当	38,738	
戻	48,701	
金	65,122	
他	27,156	179,718
費用		
利息	75,427	
損	8,630	
他	3,428	
益	1,148	88,636
利益		135,439
益	2,231	
金	10,745	
他	217	
失	70	13,266
損	2,569	
損	1,306	
他	440	
益	6	4,323
利益		144,382
税	37,093	
額	24,356	61,449
利益		82,933
利益		2,116
利益		80,816

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 貸借対照表

(2020年3月31日現在)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)	千円	(負債の部)	千円
流動資産	11,508,846	流動負債	6,303,480
現金及び預金	1,940,351	支払手形	1,047,334
受取手形	1,069,846	買掛金	4,048,128
売掛金	3,959,919	短期借入金	310,000
電子記録債権	1,329,682	一払債権	27,354
商品及び製品	2,115,625	未払金	203,154
仕掛品	419,938	未払費用	65,753
材料及び貯蔵品	367,925	未払法人税等	13,757
前渡金	550	未払消費税	94,644
前払費用	38,884	前受金	33
未収入金	192,015	預り金	17,687
短期貸付金	70,000	賞与引当金	180,000
そ の 他 金	7,451	役員賞与引当金	35,000
貸倒引当金	△3,344	設備関係支払手形	260,632
固定資産	8,205,268	固定負債	1,389,816
有形固定資産	3,828,824	リース債務	117,445
建物	997,692	退職給付引当金	832,685
構築物	94,038	役員退職慰労引当金	439,686
機械及び装置	1,308,871	負債合計	7,693,296
車両運搬具	7,207	(純資産の部)	
工具、器具及び備品	149,820	株主資本	11,767,863
土地	984,274	資本金	1,848,846
リース資産	110,480	資本剰余金	1,469,608
建設仮勘定	176,439	資本準備金	1,469,608
無形固定資産	37,633	利益剰余金	8,490,391
ソフトウェア	6,947	利益準備金	462,211
リース資産	24,885	その他利益剰余金	8,028,180
電話加入権	5,800	固定資産圧縮積立金	245,090
投資その他の資産	4,338,810	別途積立金	7,200,000
投資有価証券	1,154,731	繰越利益剰余金	583,089
関係会社株式	1,998,645	自己株式	△40,982
関係会社出資金	183,351	評価・換算差額等	252,954
長期貸付金	121,460	その他有価証券評価差額金	252,954
繰延税金資産	191,060	純資産合計	12,020,818
前払年金費用	189,553		
生命保険積立金	453,111		
そ の 他 金	54,896		
貸倒引当金	△8,000		
資産合計	19,714,114	負債及び純資産合計	19,714,114

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 損益計算書

(2019年4月1日から  
2020年3月31日まで)

科 目	金 額
	千円
売上高	21,940,751
売上原価	19,364,859
売上総利益	2,575,891
販売費及び一般管理費	2,610,045
営業損	34,154
営業外収益	
受取利息及び配当金	49,948
保険返戻金	65,122
その他の	34,598
営業外費用	
支払利息	2,402
貸入原価	993
その他の	46
経常利益	112,072
特別利益	
固定資産売却益	1,256
投資有価証券売却益	10,745
受取保険金	217
その他の	70
特別損	
固定資産除売却損	2,569
関係会社出資金評価損	32,640
その他の	482
税引前当期純利益	88,669
法人税、住民税及び事業税	31,899
法人税等調整額	38,002
当期純利益	18,767

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

## 独立監査人の監査報告書

2020年5月20日

モリテック スチール株式会社  
取締役会 御中

協立監査法人

大阪事務所

代表社員 公認会計士 朝田 潔 ㊞  
業務執行社員

業務執行社員 公認会計士 公江 正典 ㊞

## 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、モリテック スチール株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、モリテック スチール株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上



## 計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

## 独立監査人の監査報告書

2020年5月20日

モリテック スチール株式会社  
取締役会 御中

協立監査法人

大阪事務所

代表社員 公認会計士 朝田 潔 ㊞  
業務執行社員

業務執行社員 公認会計士 公江 正典 ㊞

## 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、モリテック スチール株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの第79期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査役会の監査報告書 謄本

## 監 査 報 告 書

当監査役会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第79期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

## 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、当期の監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、当期の監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び使用人等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び協立監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
  - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
  - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。なお、財務報告に係る内部統制については、本監査報告書の作成時点において有効である旨の報告を取締役等及び協立監査法人から受けております。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人協立監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人協立監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年5月22日

モリテックスチール株式会社 監査役会

監査役(常勤) 森 剛 之 ㊟

監査役(常勤) 速 水 宏 祐 ㊟

社外監査役 藤 谷 和 憲 ㊟

社外監査役 宗 吉 勝 正 ㊟

(注)社外監査役の中田康浩氏は、2020年3月31日付で辞任いたしましたので、補欠監査役の宗吉勝正氏が、翌日付で社外監査役に就任いたしました。

以 上

## 株主総会参考書類

### 議案及び参考事項

#### 第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、財務体質と経営基盤の充実・強化を図るとともに、株主の皆様に対する利益還元を充実していくことが経営上の重要課題であると認識しており、安定的、かつ、継続的に配当を実施していくことを基本方針としております。

内部留保につきましては、生産性を高めるための設備投資のほか、新規事業の展開、新製品の開発や国際競争力の強化を図るための開発投資等に充当し、経営体質と企業競争力のさらなる強化に努めてまいります。

上記の方針に基づき、剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

#### 期末配当に関する事項

当期末の配当金につきましては、創立70周年を記念し、普通配当7円に記念配当1円を加えたいと存じます。

- (1) 配当財産の種類  
金銭といたします。
- (2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額  
当社普通株式1株につき金8円といたしたいと存じます。  
なお、この場合の配当総額は、179,241,192円となります。
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日  
2020年6月26日といたしたいと存じます。

## 第2号議案 取締役8名選任の件

取締役全員（9名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役8名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社株式の数
1	かど たかし 門 高 司 (1961年7月8日生)	1984年4月 当社入社 1992年6月 当社営業本部北海道営業所長 2004年4月 当社帯鋼営業部東京営業所長 2007年6月 当社取締役帯鋼営業部東京営業所長 2008年6月 当社取締役帯鋼営業本部東日本営業部長、兼東京営業所長 2012年4月 当社取締役営業本部副本部長、兼東京営業所長 2012年6月 当社取締役海外事業本部長、兼グローバル事業企画部長、営業本部副本部長、兼東京営業所長 2013年4月 当社取締役海外事業本部長、兼グローバル事業企画部長、営業本部副本部長、兼東日本営業部長、兼名古屋営業所長 2014年5月 当社取締役海外事業本部長、兼海外事業部長・グローバル事業企画部長、営業本部副本部長、兼東日本営業部長、兼名古屋営業所長 2015年4月 当社取締役海外事業本部長、営業本部副本部長、兼北海道営業所長 2015年6月 当社常務取締役執行役員海外事業本部長、営業本部副本部長、兼北海道営業所長 2017年4月 当社常務取締役執行役員製造本部副本部長、兼三重大山田工場長 2019年6月 当社代表取締役社長 現在に至る	41,293株
	(取締役候補者とした理由) 門 高司氏は、入社以来、主に営業部門に従事し、海外事業部門・製造部門での豊富な経験・実績を通じ、優れた経営執行能力を有しており、引き続き、取締役候補者となりました。		

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社株式の数
2	<p>きむらしんいち 木村 慎一 (1956年6月27日生)</p>	<p>1980年4月 当社入社 2000年4月 当社帯鋼営業部広島営業所長 2004年4月 当社帯鋼営業部大阪営業所長 2005年6月 当社取締役帯鋼営業本部大阪営業所長 2007年6月 当社常務取締役帯鋼営業部長、兼大阪営業所長 2008年6月 当社常務取締役帯鋼営業本部長、兼西日本営業部長、兼住環境営業部長・ユニット製品部長 2010年7月 当社常務取締役帯鋼営業本部長、兼西日本営業部長 2011年4月 当社常務取締役鋳金営業本部長 2012年6月 当社常務取締役営業本部長、開発本部長 2013年4月 当社常務取締役営業本部長、兼西日本営業部長、開発本部長 2014年5月 当社常務取締役営業本部長、兼西日本営業部長、R&amp;D本部長 2015年4月 当社常務取締役営業本部長、R&amp;D本部長 2015年6月 当社専務取締役執行役員営業本部長、R&amp;D本部長 2017年4月 当社専務取締役執行役員営業本部長、海外事業本部長 現在に至る</p> <p>[担当] 営業本部長、海外事業本部長、上海摩立特克鋼鉄商貿有限公司董事長、モリテックスチールインドネシア株式会社取締役会長、モリテックスチール（ベトナム）会社管掌</p>	45,212株
<p>(取締役候補者とした理由) 木村慎一氏は、入社以来、主に営業部門に従事し、開発設計部門、海外事業部門での豊富な経験・実績を通じ、優れた経営執行能力を有しており、引き続き、取締役候補者といたしました。</p>			

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社 株式の数
3	まつ した よし のり 松 下 善 紀 (1956年 4 月 2 日生)	1979年 4 月 当社入社 2002年 4 月 当社三重大山田工場管理部長 2004年 4 月 当社三重大山田工場調達部長 2005年 6 月 当社帯鋼営業本部ユニット製品部長 2007年 6 月 当社取締役住環境営業部長、兼ユニット製品部長 2008年 4 月 当社取締役総務部長、兼庶務部長 2012年 4 月 当社取締役本社統括本部総務部長、兼庶務部長 2013年 4 月 当社取締役本社統括本部総務部長 2013年 6 月 当社常務取締役本社統括本部長、兼総務部長 2015年 4 月 当社常務取締役本社統括本部長 2015年 6 月 当社常務取締役執行役員本社統括本部長 2020年 4 月 当社常務取締役執行役員技術本部長、兼けいはんな R & D センター長 現在に至る 〔担当〕 技術本部長、兼けいはんな R & D センター長、モリテックプロダクトサポート株式会社取締役社長	42,293株
(取締役候補者とした理由) 松下善紀氏は、入社以来、主に製造部門に従事し、開発設計部門、管理部門及び国内子会社経営での豊富な経験・実績を通じ、優れた経営執行能力を有しており、引き続き、取締役候補者といたしました。			



候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社株式の数
4	<p style="text-align: center;">たにぐちまさのり 谷口正典 (1959年9月29日生)</p>	<p>1984年4月 当社入社 1998年4月 当社帯鋼営業部名古屋営業所長 2003年4月 当社経理部長 2004年6月 当社取締役経理部長 2006年4月 当社取締役本社管理部長、兼経理部長 2008年6月 当社取締役本社管理部長 2010年6月 当社取締役本社管理部長、兼C P システム部長 2012年4月 当社取締役本社統括本部本社管理部長 2015年4月 当社取締役本社統括本部本社管理部長、兼経理部長・経営企画部長 2015年6月 当社取締役執行役員本社統括本部本社管理部長、兼経理部長・経営企画部長 2019年2月 当社取締役執行役員本社統括本部経理部長 2020年4月 当社取締役執行役員管理本部長、兼経理部長 現在に至る</p> <p style="text-align: center;">〔担当〕 管理本部長、兼経理部長</p>	40,338株
<p>(取締役候補者とした理由) 谷口正典氏は、入社以来、主に営業部門・管理部門に従事し、経理部門での豊富な経験・実績を通じ、優れた経営執行能力を有しており、引き続き、取締役候補者いたしました。</p>			

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社 株式の数
5	もり やす し 森 泰 之 (1959年 3月 9日生)	1983年 4月 当社入社 2004年 4月 当社三重大山田工場金型技術部長 2006年 6月 当社開発企画部金型部長 2007年 6月 当社技術部開発技術部長 2009年 6月 当社取締役技術部長、兼開発技術部長 2011年 4月 当社取締役技術本部長、兼開発技術部長 2013年 4月 当社取締役技術本部長、兼開発技術部長・生産技術部長 2014年 4月 当社取締役技術本部長、製造本部副本部長 2015年 6月 当社取締役執行役員技術本部長、製造本部副本部長 2015年11月 当社取締役執行役員技術本部長、製造本部副本部長、兼三重大山田工場長 2017年 4月 当社取締役執行役員技術本部長、R & D本部長 2020年 4月 当社取締役執行役員製造本部副本部長 現在に至る [担当] 製造本部副本部長	282,925株
(取締役候補者とした理由) 森 泰之氏は、入社以来、主に技術部門に従事し、製造部門での豊富な経験・実績を通じ、優れた経営執行能力を有しており、引き続き、取締役候補者といいたしました。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社株式の数
6	うちやま よしなり 内山 良成 (1963年1月10日生)	1987年4月 当社入社 2003年6月 当社広島営業所長 2007年10月 当社大阪営業所長 2015年6月 当社執行役員営業本部大阪第一営業所長、海外事業本部海外事業部長・グローバル事業企画部長 2017年4月 当社上席執行役員営業本部副本部長兼大阪営業部長、海外事業本部副本部長 2019年6月 当社取締役執行役員営業本部副本部長兼大阪営業部長、海外事業本部副本部長 2020年4月 当社取締役執行役員製造本部三重大山田工場長、兼調達管理部長 現在に至る [担当] 製造本部三重大山田工場長、兼調達管理部長、モリテックスチール(ベトナム)会社取締役会長	13,158株
(取締役候補者とした理由) 内山良成氏は、入社以来、主に営業部門に従事し、海外事業部門での豊富な経験・実績を通じ、優れた経営執行能力を有しており、取締役候補者いたしました。			
7	さかぐち まこと 阪口 誠 (1958年5月14日生)	1990年4月 弁護士登録 2005年10月 三山・阪口法律事務所(現 中之島シティ法律事務所)開設 現在に至る 2010年6月 当社社外監査役 2014年6月 当社社外取締役 現在に至る	0株
(社外取締役候補者とした理由) 阪口 誠氏は、弁護士として、企業法務に精通されており、コーポレートガバナンスに関する十分な見識を有しておられることから、引き続き、社外取締役候補者いたしました。			

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社 株 式 の 数
8	※ なか の まさ の ぶ 中野正信 (1947年2月6日生)	1975年10月 公認会計士登録 1989年8月 中央新光監査法人代表社員 2000年9月 中野正信公認会計士事務所開設 所長 2002年10月 税理士登録 現在に至る 2008年6月 当社独立委員会委員 現在に至る	0株
(社外取締役候補者とした理由) 中野正信氏は、公認会計士及び税理士としての専門知識、実務経験により経営に関する十分な見識を有しておられることから、社外取締役候補者といたしました。			

- (注) 1. ※は新任の取締役候補者であります。
2. 上記各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
3. 阪口 誠及び中野正信の両氏は、社外取締役候補者であります。
4. 当社は、阪口 誠氏との間で会社法第427条第1項の規定及び当社定款第27条に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する責任限定契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が定める額であります。なお、同氏の再任が承認された場合、当社は同氏との間で本契約を継続する予定であります。
5. 中野正信氏の選任が承認された場合、当社は、同氏との間で会社法第427条第1項の規定及び当社定款第27条に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する責任限定契約を締結する予定であります。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が定める額であります。
6. 阪口 誠氏の社外取締役としての在任期間は、2014年6月26日開催の第73回定時株主総会で選任され就任してから6年であります。
7. 当社は、社外取締役候補者阪口 誠氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指名し、同取引所に届け出ております。
8. 当社は、社外取締役候補者中野正信氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指名し、同取引所に届け出る予定です。

### 第3号議案 監査役2名選任の件

監査役 藤谷和憲、宗吉勝正の両氏は本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役2名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する当社株式の数
1	ふじたにかずのり 藤谷和憲 (1956年8月4日生)	1986年4月 弁護士登録 1991年6月 廣田・藤谷法律事務所設立 2008年12月 しんらい総合法律事務所に名称変更 現在に至る 2017年3月 当社社外監査役 現在に至る	0株
	(社外監査役候補者とした理由) 藤谷和憲氏は、弁護士として企業法務に精通されており、コーポレートガバナンスに関する十分な見識を有しておられることから、引き続き社外監査役候補者といたしました。		
2	※ くろだ はじめ 黒田 肇 (1959年1月26日生)	1981年4月 日商岩井株式会社入社 2006年9月 株式会社メタルワン薄板部長 2011年4月 株式会社スズヤス代表取締役社長執行役員 2019年6月 株式会社ジャパンパール代表取締役社長 現在に至る	0株
	(社外監査役候補者とした理由) 黒田 肇氏は、長年にわたる企業経営者としての経験を有され、鉄鋼業界の状況にも精通されており、当社の業務執行について適切な監査を遂行していただけるものと判断し、社外監査役候補者といたしました。		

- (注) 1. ※は新任の監査役候補者であります。
2. 上記各監査役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
3. 藤谷和憲及び黒田 肇の両氏は、社外監査役候補者であります。
4. 藤谷和憲氏の再任が承認された場合、当社は同氏との間で、会社法第427条第1項の規定及び当社定款第36条に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する責任限定契約を継続する予定であります。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限定額は、法令が定める額といたします。
5. 黒田 肇氏の選任が承認された場合、当社は同氏との間で、会社法第427条第1項の規定及び当社定款第36条に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する責任限定契約を締結する予定であります。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限定額は、法令が定める額といたします。
6. 藤谷和憲氏の社外監査役としての在任期間は、2017年3月1日に選任され就任してから3年3ヵ月であります。
7. 当社は、社外監査役候補者藤谷和憲氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指名し、同取引所に届け出ております。
8. 当社は、社外監査役候補者黒田 肇氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指名し、同

取引所に届け出る予定です。

#### 第4号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、会社法第329条第3項の規定に基づき、予め補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴 (重要な兼職の状況)	所有する当社 株式の数
むね よし かつ まさ 宗吉勝正 (1949年10月13日生)	2008年7月 高松国税局長 2009年9月 宗吉勝正税理士事務所設立 現在に至る 2020年4月 当社社外監査役 現在に至る	0株
(補欠社外監査役候補者とした理由) 宗吉勝正氏は、税理士としての専門的な知識及び豊富な経験等を有し、企業会計に精通しており、当社の監査体制の強化に適切な人材と判断し、補欠社外監査役候補者といいたしました。		

- (注) 1. 上記補欠監査役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。  
2. 宗吉勝正氏は、補欠社外監査役候補者であります。  
3. 宗吉勝正氏が監査役に就任した場合、当社は同氏との間で、会社法第427条第1項の規定及び当社定款第36条に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する責任限定契約を締結する予定であります。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額といたします。  
4. 当社は、補欠監査役候補者宗吉勝正氏が社外監査役に選任された場合、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指名し、同取引所に届け出る予定です。

#### 第5号議案 退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件

本総会終結の時をもって任期満了により取締役を退任される永見研二氏及び赤尾正則氏に対し、その在任中の労に報いるため退職慰労金を当社の内規に従い一定の基準による範囲内で贈呈いたしたいと存じます。

なお、その具体的金額、贈呈の時期、方法等は、取締役会に、ご一任願いたいと存じます。

退任取締役の略歴は、次のとおりであります。

氏名	略歴
ながみけんじ 永見研二	2003年6月 当社取締役 2007年6月 当社常務取締役 2009年6月 当社専務取締役 2012年6月 当社代表取締役専務取締役 2013年6月 当社代表取締役社長 2019年6月 当社代表取締役会長 現在に至る
あかおまさのり 赤尾正則	2003年6月 当社取締役 2006年6月 当社常務取締役 2015年6月 当社専務取締役 現在に至る

### 第6号議案 役員賞与支給の件

当事業年度末時点における社外取締役を除く取締役8名及び社外監査役を除く監査役2名に対し、当期の業績等を勘案して、役員賞与総額35,000千円（取締役分29,900千円、監査役分5,100千円）を支給することといたしたいと存じます。

なお、各取締役及び監査役に対する金額は、取締役については取締役会に、監査役については監査役の協議にご一任願いたいと存じます。

### 第7号議案 当社株券等の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）の継続の件

当社は、2017年5月26日開催の取締役会において、「当社株券等の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）」（以下「旧プラン」といいます。）の継続を決定し、その後、2017年6月27日開催の第76期事業年度に係る定時株主総会において、旧プランの継続に関する議案につき、出席の株主の皆様のご承認をいただきましたが、その有効期間は、2020年6月25日開催予定の第79期事業年度に係る定時株主総会（以下「本定時株主総会」といいます。）の終結の時までとされております。

その後、当社は、社会経済情勢の変化、買収防衛策をめぐる議論の進展等を踏まえ、当社の企業価値ひいては株主の皆様のご利益をよりいっそう確保し、又はこれを向上させるための取組みとして、旧プランの内容について引き続き検討を進めてまいりました。

その結果、当社は、2020年5月22日開催の取締役会において、会社法施行規則第118条第3号に定める当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（以下「会社支配に関する基本方針」といいます。）に照らして不適切な者によって、当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止する取組みとして、本定時株主総会において出席株主の皆様のご議決権の過半数のご賛同を得て承認可決されることを条件として、継続することを決議いたしましたのでお知らせします（以下、変更後の買収防衛策を「本プラ

ン]といたします。)

本プランの具体的な内容について、旧プランからの大きな変更はございません。

なお、本プランにつきましては、当社の監査役はいずれも、本プランの具体的な運用が適正に行われることを条件として、本プランに賛成する旨の意見を述べております。

また、2020年3月31日現在の当社大株主の状況は、別紙3のとおりであります。本プラン導入を決定した本日現在、特定の第三者より当社株券等の大規模買付行為（Ⅲ. 2. (2)において定義されます。以下、同様とします。）に伴う提案等を受けている事実はありません。

## I 会社支配に関する基本方針について

当社は、1943年5月に創業以来、特殊帯鋼（みがき特殊帯鋼、熱間圧延鋼帯、ステンレス鋼帯）、普通鋼等を主とした鋼材の販売をする商事部門と、特殊帯鋼を主原料とする焼入鋼帯（ベーナイト鋼帯を含む。）及び、鍍金加工品（コードリール、ゼンマイを含む。）の生産をする製造部門を中心として事業展開をしております。

現在当社は、『会社の繁栄は従業員の幸福につながり社会に貢献することにある』を経営理念とし、『持続的に成長する会社づくり』を経営方針としております。当社は、この理念に基づき、短期的な収益の確保のみならず、中長期的な視野に立って、当社の従業員、取引先の皆様、お客様その他の当社に係る利害関係者を含んだ当社の本源的価値及び株主様共同の利益を継続的に維持・向上させていくことが必要であると考えております。

したがって、当社の企業価値及び株主様共同の利益の確保・向上に反する当社株券等の大規模買付行為を行おうとする特定の者、あるいはグループは、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えております。

## II 当社の企業価値及び株主様共同の利益の確保・向上に関する取組みについて

### 1. 当社の取組み内容

当社及び当社グループ会社は、透明で公正な企業活動による持続的に成長する会社づくりをめざして、特殊帯鋼の専門商社及び焼入鋼帯・鍍金加工品のメーカーとして、特殊帯鋼の市場占有率の向上を図るとともに、特殊帯鋼の特性を熟知した加工技術をもつ強みを活かした安全な製品を自動車のエンジン・ミッション、農業機械、住環境機器などの広範な市場に安定的に提供しております。

また、価値提案企業として、特殊帯鋼の加工性情報を活用した販売に努め、広幅焼入鋼帯のさらなる市場創造と、自動車エンジン・ミッション分野への転造工法等の加工技術を核としたアッセンブリ製品の展開、農業機械分野へのモジュール製品などの複合製品の展開をそれぞれ推進するとともに、自社ブランド製品の開発に努めております。

当社及び当社グループ会社は、環境保全の取組みを経営上の重点課題の一つと位置づけ、環境マネジメントシステムの国際規格であるISO14001の活動を全社をあげて推進し、環境の負荷低減に努めるとともに、環境にやさしい製品を生産しております。



以上の取組みにより、企業価値の向上に努めております。

## 2. コーポレート・ガバナンスの強化について

当社は、企業の社会的責任を果たし、株主の皆様、顧客の皆様、ユーザーの皆様、取引先の皆様、従業員などさまざまなステークホルダーから信頼されることが、事業活動において不可欠と考えております。また、コーポレート・ガバナンスの充実・強化が経営上の重要課題であると認識し、公正かつ透明性のある経営基盤の強化を図り、的確な意思決定と迅速な業務執行を行うよう努めております。

### (1) コーポレート・ガバナンス体制の強化

当社は概ね1ヶ月に1～2回の常務会、経営会議において各部門の管掌役員が集まり、各部門の運営上の説明を行い、経営上の諸問題の審議及び内容の具体化など、経営執行上の意思決定を迅速に行っております。

当社の取締役会は現在9名で構成されております。取締役会は月1回の定例取締役会のほか、必要に応じて機動的に臨時取締役会を開催し、経営に関する重要事項の決定や業務執行の状況を逐次監督しております。また、変化の激しい経営環境に機敏に対応するために取締役の任期を1年としております。

さらに、取締役会から独立した監査役会を設置しており、財務監査は当然のこととして、コンプライアンス、リスク管理、業務監査の各視点から監査を行っております。

### (2) コンプライアンス体制の強化

当社は、企業倫理要綱を設けるとともに従業員からの通報、相談を受け付けるヘルプラインを設置するなど、経営倫理委員会が中心となってコンプライアンス、リスク管理を含む企業倫理の啓蒙とその徹底に努めております。

### (3) リスク管理体制の強化

当社は、リスクマネジメント委員会（2007年4月設置）がリスクの評価、優先順位などを総括的に管理いたしております。

また、内部監査部を設置し、経営の合理化及び能率の増進を目的とし業務及び会計の監査を行うほか、リスク管理の視点からも監査を行っております。

## Ⅲ 会社支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの必要性

当社は、Iで述べた会社支配に関する基本方針に照らして、当社の株券等の大規模買付行為が行われる場合には、以下に述べます本プランに従っていただくこととし、これを遵守した場合及びこれを遵守しなかった場合につき、一定の対応方針を定めることをもって、会社支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みが必要と考えております。

### 1. 本プラン導入の必要性について

当社取締役会は、上場会社として当社株式の自由な売買を認める以上、当社取締役会の賛同を得ずに行われる、いわゆる「敵対的買収」であっても、企業価値及び株主様共同の利益に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。また、株式会社の支配権の移転を伴う買収の提案に応じるかどうかの判断も、最終的には株主の皆様判断に基づき行われるべきものと考えております。

しかしながら、外部者である買収者から買収の提案を受けた際に、当社株主の皆様が当社の有形無形の経営資源、将来を見据えた施策の潜在的効果その他当社の企業価値を構成する要素を十分に把握した上で、当該買収が当社の企業価値及び株主様共同の利益に及ぼす影響を短時間のうちに適切に判断することは必ずしも容易ではないものと思われま。したがって、買収の提案が行われた場合に、当社株主の皆様の意思を適正に反映させるためには、まず、当社株主の皆様が適切に判断できる状況を確認する必要があり、そのためには、当社取締役会が必要かつ相当な検討期間内に当該買収の提案について誠実かつ慎重な調査を行った上で、当社株主の皆様に対して必要かつ十分な判断材料（当社取締役会による代替案を出す場合もあります。）を提供する必要があるものと考えております。

また、買収者による買収の中には、その目的や態様等から見て、企業価値及び株主様共同の利益をかえりみることなく、もっぱら買収者自らの利潤のみを追求しようとするもの、株主の皆様が株券等の売却を事実上強要するおそれがあるもの、当社の取締役会や株主の皆様が株券等の買収内容等について検討しあるいは当社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの等、当社の企業価値及び株主様共同の利益を損なうと思われるものも少なくありません。そもそも、当社及び当社グループ会社が構築してきた企業価値及び株主様共同の利益を確保・向上させていくためには、研究開発、生産及び販売を支える従業員をはじめ、当社及び当社グループ会社を取り巻くすべてのステークホルダーとの間に築かれた長年に亘る信頼関係の維持が必要不可欠であり、これらが当社株券等の買収者により中長期的に確保され、向上させられるものでなければ、当社の企業価値及び株主様共同の利益は毀損されることとなります。

かかる認識に基づき、当社取締役会は、当社の企業価値及び株主様共同の利益に反する大規模買付行為を抑止するためには、本プランを導入し、大規模買付行為の提案が行われた場合に大規模買付行為を行おうとする者（以下「大規模買付者」といいます。）、及び当社取締役会が遵守すべき手続きについて客観的かつ具体的に定めることが必要であると判断いたしました。

そこで当社は、本プランの導入及びそれに基づく対抗措置の発動につきましては、株主の皆様にも一定の影響を与えるものであることに鑑み、本プランの導入につきまして株主の皆様にご承認をお願いするものであります。

## 2. 本プランの内容

### (1) 本プランの概要

#### ① 大規模買付者に対する情報提供の要求と待機期間の設定

本プランは、当社の企業価値及び株主様共同の利益を確保・向上させることを目的として、当社の株券等の大規模買付行為が行われる場合に、当社取締役会が大規模買付者に対し、(i)事前に当該大規模買付行為に関する必要かつ十分な情報の提供を求め、(ii)当該大規模買付行為についての情報収集・検討等を行う時間を確保した上で、(iii)当社取締役会が株主の皆様に対して当社経営陣の計画や代替案等を提示したり、大規模買付者との交渉等を行っていくための手続きを定めるとともに、かかる手続きの趣旨・目的を達成するために、大規模買付者及び、その特定株主グループ(Ⅲ.2.(2)において定義されます。以下同様とします。)に属する者に対し、本プランに定める手続きが完了するまで大規模買付行為に着手することをお待ちいただくことを要請するものであります。

## ② 独立委員会の設置と独立委員会への諮問

本プランを適正に運用し、当社取締役会の恣意的判断を排するため、社外取締役、社外監査役又は、社外の有識者(会社経営者、弁護士、公認会計士及び学識経験者等)で、当社経営陣から独立した者のみから構成される独立委員会を設置しております。

本プランの継続時における独立委員会の委員の氏名及び略歴については別紙1をご参照ください。

本プランにおいては、大規模買付者が本プランに定めた手続きを遵守した場合には、原則として大規模買付行為に対する対抗措置を行わず、大規模買付者が手続きを遵守しなかった場合には、対抗措置を採る場合がある、という形で対抗措置発動にかかる客観的な要件を設定しております。

また、下記Ⅲ.2.(4)に定める大規模買付者に対して追加の情報開示を要求する場合、下記Ⅲ.2.(5)に定める取締役会検討期間の延長を決議する場合、下記Ⅲ.3.(1)に定める例外的対応を採る場合並びに下記Ⅲ.3.(2)に定める対抗措置を採る場合など、本プランにかかる重大な判断に際しては、独立委員会に諮問することとし、当社取締役会はその勧告を最大限尊重するものとします。

独立委員会の設置、権限等については別紙4の「独立委員会規則の概要」記載のとおりとします。

## (2) 対象となる買付行為等

本プランは、(i)特定株主グループ<sup>1</sup>の議決権割合<sup>2</sup>を20%以上とすることを目的とする当社株券等<sup>3</sup>の買付行為(売買その他の契約に基づく株券等の引渡請求権を有すること及び金融商品取引法施行令第6条第2項もしくは第14条の6に規定される各取引を行うこと)を含みます。また、市場取引、公開買付け等の具体的な買付方法の如何を問いませんが、あらかじめ当社取締役会が同意した者による買付行為を除きます。以下同様とします。)、(ii)結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為又は、(iii)特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社の他の株主様との合意等<sup>4</sup>(以下、かかる買付行為又は合意等を「大規模買付行為」といいます。以下同様とします。)を適用対象とします。

(3) 大規模買付者の意向表明書の提出

大規模買付者は、上記Ⅲ.2.(2)に定める大規模買付行為を行おうとするときは、当社取締役会が別途認めた場合を除き、事前に、当社に対して、大規模買付者の名称、住所、設立準拠法、代表者の氏名、国内連絡先及び提案する大規模買付行為の概要を明示し、かつ、本プランに定める手続きを遵守する旨の誓約文言等を日本語で記載した「意向表明書」を提出していただきます。

(4) 大規模買付者に対する情報の提供の要求

当社取締役会は、大規模買付者より意向表明書を受領後に、大規模買付者に対して適宜提出期限を定めた上、当社株主の皆様の判断及び当社取締役会としての意見形成のために必要かつ十分な情報（以下「本必要情報」といいます。）のリストを当該大規模買付者に交付し、大規模買付者に当該リストに従った情報を提供していただきます。

なお、独立委員会は、当社取締役会を通じ、本必要情報の提供を受けるものとします。

本必要情報の具体的内容は大規模買付者の属性及び大規模買付行為の内容によって異なりますが、一般的な項目は以下のとおりであります。

① 大規模買付者及びそのグループ（共同保有者、特別関係者及び〈ファンドの場合〉は）各組員、業務執行組員、その他の構成員及びこれらの者に対して投資に関

- 
- <sup>1</sup> (i) 当社の株券等（金融商品取引法（平成22年5月19日法律第32号、以下、同様とします。）第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。）の保有者（同法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。以下同様とします。）及びその共同保有者（同法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。以下同様とします。）並びに当該保有者との間で又は当該保有者の共同保有者との間で保有者・共同保有者間の関係と類似した一定の関係にある者（大規模買付者との間でファイナンシャル・アドバイザー契約を締結している投資銀行、証券会社その他の金融機関並びに大規模買付者の公開買付代理人及び主幹事証券会社は保有者・共同保有者間の関係と類似した関係にある者に含まれますが、これに限られません。以下「準共同保有者」といいます。）又は、(ii) 当社の株券等（同法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。）の買付け等（同法第27条の2第1項に規定する買付け等をいい、競売買の方法によるか否かを問わず取引所金融商品市場において行われるものを含みます。）を行う者、及びその特別関係者（同法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます。以下同様とします。）を意味します。
- <sup>2</sup> (i) 特定株主グループが、脚注1の(i)記載の場合は、①当該保有者の株券等保有割合（金融商品取引法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいいます。この場合においては、当該保有者の共同保有者の保有株券等の数（同項に規定する保有株券等の数をいいます。以下同様とします。）も計算上考慮されるものとします。）と、②当該保有者の準共同保有者の株券等保有割合とを合わせた割合（ただし、①と②の合算において、①と②との間で重複する保有株券等の数については、控除するものとします。）又は、(ii) 特定株主グループが、脚注1の(ii)記載の場合は、当該大量取得者及び当該特別関係者の株券等所有割合（同法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいいます。）の合計をいいます。なお各株券等保有割合及び各株券等所有割合の算出に当たっては、発行済株式の総数（同法第27条の23第4項に規定するものをいいます。）及び総議決権の数（同法第27条の2第8項に規定するものをいいます。）は、有価証券報告書、四半期報告書及び自己株券買付状況報告書のうち直近に提出されたものを参照することができるものとします。
- <sup>3</sup> 金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。以下、別段の定めない限り、同様とします。
- <sup>4</sup> 共同して当社株券等を取得し、もしくは譲渡し、又は当社の株主としての議決権その他の権利を行使することの合意及び、会社分割等の組織再編行為その他金融商品取引法第27条の23第5項及び第6項に規定する共同保有者に該当することとなる一切の行為をいいます。

- する助言を継続的に行っている者。)の詳細(具体的名称、資本構成、財務内容、事業内容、当社が行う事業経営の経験、当該大規模買付行為と同種の過去の取引の詳細及びその結果等を含みます。)
- ② 大規模買付者が保有する当社の発行するすべての有価証券、大規模買付者が行った当社有価証券にかかる過去のすべての取引の状況(取引の性質、価格、取引の場所及び方法、取引の相手方を含みます。)
  - ③ 大規模買付者が当社有価証券に関して締結したすべての契約、取決め及び合意(貸借契約、担保契約、売戻契約、売買の予約その他の契約又は取り決めなど、口頭によるものも含み、またその履行可能性を問いません。以下「担保契約等」といいます。)がある場合には、担保契約等の種類、契約の相手方、契約の対象となっている株券等の数量等の担保契約等の具体的内容
  - ④ 大規模買付者が大規模買付行為において取得を予定する当社の株券等に関する担保契約等の締結その他の第三者との間の合意の予定がある場合には、予定している担保契約等その他の第三者との間の合意の種類、契約の相手方、契約の対象となっている株券等の数量等の当該担保契約等その他の第三者との間の合意の具体的内容
  - ⑤ 大規模買付行為の目的、方法及び内容(大規模買付行為の対価の価額・種類、大規模買付行為の時期、関連する取引の仕組み、大規模買付行為の方法の適法性、大規模買付行為完了後に当社株券等が上場廃止となる見込みがある場合にはその旨及びその理由、大規模買付行為及び関連する取引の実現可能性等を含みます。)
  - ⑥ 大規模買付行為に際しての第三者との間における意思連絡(本必要情報提出日以降に当社の株券等の買付行為を共同して行う旨の契約その他の合意又は取り決めを含みます。)が存在する場合には、その目的及び内容並びに当該第三者の概要
  - ⑦ 当社株券等の取得対価の算定根拠(算定の前提事実、算定方法、算定に用いた数値情報、現金以外の対価をもって大規模買付行為を行う場合における対価の価額に関する情報、大規模買付行為に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジーの内容〈そのうち少数株主に対して分配されるシナジーの額又は内容を含みます。〉)及び取得資金の裏付け(資金の提供者〈実質的提供者を含みます。〉の具体的名称、調達方法、関連する取引の内容を含みます。)
  - ⑧ 支配権取得又は経営参加を大規模買付行為の目的とする場合には、大規模買付行為の完了後に企図する当社及び当社グループ会社の支配権取得又は経営参加の方法、並びに支配権取得後の経営方針又は経営参加後の計画及び議決権の行使方針。当社と同種事業を目的とする会社その他の法人(日本以外の国におけるものも含みます。)に対する過去の投資・経営・業務関与経験の有無及びその内容・実績等
  - ⑨ 純投資又は政策投資を大規模買付行為の目的とする場合には、大規模買付行為の後の株券等の保有方針、売買方針及び議決権の行使方針、並びにそれらの理由。長期的な資本提携を目的とする政策投資として大規模買付行為を行う場合には、その必

要性。将来的に支配権取得又は経営参加を大規模買付行為の目的に変更する可能性がある場合は、いかなる場合において当該目的を変更するかに関する情報

- ⑩ 重要提案行為等<sup>5</sup>を行うことを大規模買付行為の目的とする場合、又は大規模買付行為の後に重要提案行為等を行う可能性がある場合には、当該重要提案行為等の目的、内容（役員構成を変更する場合には、変更後の役員候補者の氏名を含みます。）、必要性及び時期、並びにいかなる場合において当該重要提案行為等を行うかに関する情報
- ⑪ 当社及び当社グループ会社の取引先の皆様、お客様、従業員等のステークホルダーと当社及び当社グループ会社との関係に関し、大規模買付行為完了後に予定する変更の有無及びその内容
- ⑫ 当社の他の株主様との間の利益相反を回避するための具体的方策
- ⑬ その他当社取締役会もしくは独立委員会が合理的に必要と判断する情報

大規模買付者より提供していただいた情報については、当社取締役会は、直ちにこれを独立委員会に提供するとともに、その内容を精査し、独立委員会の勧告を最大限に尊重した上、それが本必要情報として十分であるか否かについて判断いたします。その結果、不十分であると判断した場合には、大規模買付者に対し、適宜回答期限を定めたと上、本必要情報を追加的に提出するよう求めます。この場合、大規模買付者においては、当該期限までに、本必要情報を追加的に提供していただきます。

大規模買付者からの情報提供の迅速化と当社取締役会が延々と情報提供を求めて情報提供期間を引き延ばす等の恣意的運用を避ける観点から、この情報提供期間の上限を意向表明書受領から60日に限定し、仮に本必要情報が十分にそろわない場合であっても、情報提供期間が満了したときは、その時点で直ちに、後記の取締役会による評価を開始するものとします。

なお、大規模買付行為の提案があった事実及び当社取締役会に提供された本必要情報は、当社株主の皆様判断のために必要であると認められる場合には、営業秘密等の関係で情報開示に不適切と当社取締役会が判断した情報を除き、当社取締役会が適切と判断する時点で情報開示をいたします。

本必要情報及び追加して提出していただく情報は、株主の皆様に対する適切な情報開示のため、いかなる言語での提出であっても、必ず日本語による正本の提出を必要とします。

(5) 大規模買付行為の内容の検討・大規模買付者との交渉・代替案の検討

当社取締役会及び独立委員会が、大規模買付者より情報提供が十分になされたと判断した場合には、当社取締役会は、本必要情報提供完了後60日間（対価を現金〈円貨〉のみとする公開買付けによる当社のすべての株券等の買付行為の場合）又は90日間

<sup>5</sup> 金融商品取引法第27条の26第1項、同法施行令第14条の8の2第1項、及び株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令第16条に規定する重要提案行為等を意味します。以下同様とします。

(その他の大規模買付行為の場合)の検討期間(以下「取締役会検討期間」といいます。)を設定いたします(いずれも初日不算入といたします)。

ただし、当社取締役会は、独立委員会に諮問し、その勧告を最大限尊重した上で、当社企業価値及び株主様共同の利益の確保・向上のため大規模買付行為の内容の検討・大規模買付者との交渉・代替案の作成等に必要な範囲内で取締役会検討期間を延長することができるものとします。

なお、当社取締役会は、独立委員会の勧告を受け、取締役会検討期間を延長する場合には、取締役会検討期間を延長するに至った理由、延長期間その他適切と認める事項について、当該延長の決議後、速やかに情報開示を行います。

当社取締役会は、取締役会検討期間内に、独立委員会に諮問し、必要に応じて外部専門家等の助言を受けながら、大規模買付者から提供された情報・資料に基づき、当社の企業価値及び株主様共同の利益の確保・向上という観点から、当該大規模買付者の大規模買付行為の内容の評価・検討等を行い、独立委員会からの勧告を最大限尊重した上で、当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、公表いたします。

また、当社取締役会は、必要に応じて、株主の皆様のご意向の把握に努めたり、お客様、取引先の皆様、従業員、地域関係者の皆様等から意見を聴取いたします。

さらに、当社取締役会は、必要に応じて、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について協議、交渉をしたり、当社取締役会として当社株主の皆様に対し代替案を提示することもございます。

大規模買付者及び、その特定株主グループに属する者は、取締役会検討期間が経過するまでは、大規模買付行為に着手することはできないものといたします。

### 3. 大規模買付行為が開始された場合の対応方針

#### (1) 大規模買付者が本プランに定める手続きを遵守した場合

大規模買付者が本プランに定める手続きを遵守した場合には、当社取締役会は、原則として当該大規模買付行為に対する対抗措置は採りません。

もっとも、本プランが遵守されている場合であっても、当該大規模買付行為が、当社の企業価値及び株主様共同の利益の確保・向上に反し、かつ、対抗措置を採ることが相当と認められる場合には、当社取締役会は、当社株主の皆様の利益を守るために、対抗措置を採ることがあります。

具体的には、大規模買付行為が以下の類型に該当すると認められる場合には、原則として、当社の企業価値及び株主様共同の利益の確保・向上に反すると認められる場合に該当すると考えております。

#### ① 下記に掲げる行為その他これに類似する行為により、当社の企業価値及び株主様共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのある大規模買付行為である場合

- (i) 当社の株券等を買収し、その株券等につき当社又は当社関係者に対して高値で

買取りを要求する行為

- (ii) 当社の経営を一時的に支配して、当社又は当社グループ会社の重要な資産等を廉価に取得する等、当社の犠牲のもとに大規模買付者等やそのグループ会社等の利益を実現する経営を行うような行為
  - (iii) 当社の資産を大規模買付者等やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する行為
  - (iv) 当社の経営を一時的に支配して、当社又は当社グループ会社の事業に当面関係していない高額資産等を処分させ、その処分利益をもって、一時的な高配当をさせるか、一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って高値で売り抜ける行為
- ② いわゆる強圧的二段階買付（最初買付条件よりも二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは二段階目の買付条件を明確にしないで、公開買付け等の株券等の買付を行うことをいいます。）等株主様に株券等の売却を事実上強要するおそれのある大規模買付行為である場合
  - ③ 大規模買付者が支配権を獲得する場合の当社の企業価値が、中長期的な将来の企業価値との比較において、当該大規模買付者が支配権を取得しない場合の当社の企業価値と比べて向上しないと判断される場合
  - ④ 大規模買付行為の条件（対価の価額・種類、大規模買付行為の時期、大規模買付行為の方法の適法性、大規模買付行為の実現の可能性、大規模買付行為の後における当社の従業員、取引先の皆様、お客様その他の当社に係る利害関係者の処遇方針等を含みます。）が当社及び当社グループ会社の本源的価値に鑑み、不十分又は不適当な大規模買付行為である場合
  - ⑤ 当社の企業価値を生み出す上で必要不可欠な当社及び当社グループ会社の従業員、お客様、取引先の皆様等との関係又は当社のコーポレートブランド価値、企業文化を破壊し、当社の企業価値の毀損が予想される大規模買付行為である場合
  - ⑥ 大規模買付者による大規模買付行為後の経営方針又は事業計画等の内容が不十分又は不適当であるため、当社の特殊帯鋼の安定的供給並びに自動車のエンジン・ミッション、農業機械、住環境機器等に組み込まれる部品の製造に関する安全性に支障をきたすおそれのある場合
  - ⑦ 大規模買付者による大規模買付行為後の経営方針等が不十分又は不適当であるため、当社事業の成長性又は安定性が阻害されるおそれがあると判断される場合
  - ⑧ その他①ないし⑦に準じる場合で、当社の企業価値及び株主様共同の利益を毀損するおそれがあると認められる場合

なお、例外的に対抗措置を採る際の判断の客観性及び合理性を担保するため、当社取締役会は、大規模買付者の提供する大規模買付行為後の経営方針等を含む本必要情報に基づいて、外部専門家等の助言を得ながら、当該大規模買付者及び大規模買付行為の具体的内容や、当該大規模買付行為が当社の株主様共同の利益に与える影響等を検討し、



独立委員会からの勧告を最大限尊重した上で判断いたします。

(2) 大規模買付者が本プランに定める手続きを遵守しない場合

大規模買付者が、本プランに定める手続きを遵守しなかった場合には、具体的な取得方法の如何に拘らず、当社取締役会は、当社及び当社の株主様共同の利益の確保・向上を目的として、対抗措置を採る場合があります。

大規模買付者が手続きを遵守したか否か及び対抗措置の発動の適否は、外部専門家等の意見も参考にし、また独立委員会の勧告を最大限尊重し、当社取締役会が決定いたします。

(3) 対抗措置の具体的内容

当社が本プランに基づき発動する大規模買付行為に対する対抗措置は、新株予約権無償割当て等、会社法その他の法令及び当社の定款により認められる措置といたします。

当社取締役会は、本プランに定める手続きを遵守しなかった場合のほか、本プランに定める手続きが遵守された場合であっても、当該大規模買付行為が当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なう場合で、かつ、対抗措置を発動することが相当であると判断したときに限り、株主総会において株主の皆様へ承認を得たうえで、株主様共同の利益を守るために、当該大規模買付行為に対する対抗措置として、無償割当による新株予約権を発行することができるものとします。

具体的に如何なる手段を講じるかについては、独立委員会の勧告を最大限尊重して、その時点で最も適切と当社取締役会が判断したものを選択することといたします。

大規模買付行為に対する対抗措置として新株予約権無償割当てを行う場合の概要は、別紙2「新株予約権無償割当ての概要」に記載のとおりであります。

(4) 対抗措置発動の停止等について

当社取締役会が、独立委員会の勧告を最大限尊重して、例外的に上記Ⅲ.3.(1)記載の対抗措置を採ること、又は上記Ⅲ.3.(2)記載の対抗措置を採ることを決定した後、当該大規模買付者が大規模買付行為の撤回もしくは変更を行った場合又は、当該勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、大規模買付者による当該大規模買付行為が上記Ⅲ.3.(1)もしくはⅢ.3.(2)記載の要件のいずれにも該当しないなど、対抗措置の発動が適切でないと当社取締役会が判断した場合には、独立委員会の勧告を最大限尊重した上で、対抗措置発動の停止又は変更を行うことがあります。

例えば、対抗措置として新株予約権の無償割当てを行う場合において、権利の割当てを受けるべき株主様が確定した後、大規模買付者が大規模買付行為の撤回や変更を行うなど、対抗措置を採ることが適切でないと当社取締役会が判断した場合には、独立委員会の勧告を最大限尊重した上で、次のとおり対抗措置発動を停止することができるものといたします。

- ① 新株予約権の効力発生日の前日までの間は、当社は、当該新株予約権の無償割当てを中止することができる。
- ② 新株予約権の効力発生日後、行使期間開始日の前日までの間は、当社は、当該新株

予約権を無償取得することができる。

このような対抗措置発動の停止等を行う場合は、当社取締役会は、独立委員会が必要と認める事項とともに、当該時に適用される法令及び金融商品取引所規則等に則って速やかな情報開示を行います。

#### 4. 株主の皆様・投資家の皆様に与える影響等

##### (1) 本プランの導入時に株主の皆様・投資家の皆様に与える影響等

本プランは、当社株主の皆様が大規模買付行為に応じるか否かを判断するために必要な情報や、現に当社の経営を担っている当社取締役会の意見を当社株主の皆様を提供し、さらには、当社株主の皆様が代替案の提示を受ける機会を確保することを目的としております。

これにより、当社株主の皆様は、十分な情報のもとで、大規模買付行為に応じるか否かについて適切な判断をすることが可能となり、そのことが当社の企業価値及び株主様共同の利益の確保・向上につながるものと考えております。したがいまして、本プランの設定は、当社の株主の皆様及び投資家の皆様が適切な投資判断を行う上での前提となるものであり、当社の株主の皆様及び投資家の皆様の利益に資するものであると考えております。

なお、前記Ⅲ.3.において述べましたとおり、大規模買付者が本プランに定められた手続きを遵守するか否かにより大規模買付行為に対する当社の対応方針が異なりますので、当社の株主の皆様及び投資家の皆様におかれましては、大規模買付者の動向にご注意ください。

##### (2) 対抗措置発動時に株主の皆様・投資家の皆様に与える影響等

当社取締役会は、企業価値及び株主様共同の利益の確保・向上を目的として、会社法その他の法律及び当社定款により認められている対抗措置を採ることがありますが、当該対抗措置の仕組み上、当社の株主の皆様（大規模買付者及び、その特定株主グループに属する者など対抗措置としての実効性を確保するために権利行使が認められない者として、別紙2「新株予約権無償割当ての概要」7項において「非適格者」と定義された者は除きます。）の法的権利又は経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることはありません。当社取締役会が具体的対抗措置を採ることを決定した場合には、法令及び関係する金融商品取引所の規則に従って適時適切な開示を行います。

なお、当社取締役会において、対抗措置として、新株予約権の無償割当てを選択した場合には、新株予約権無償割当て決議において別途定める割当基準日における株主の皆様に対し、その保有する当社の普通株式1株につき1個以上で当社取締役会が別途定める数の割合で新株予約権が無償にて割り当てられます。仮に、株主の皆様が、権利行使期間内に、新株予約権の行使に係る手続きを経なければ、他の株主の皆様による新株予約権の行使により、その保有する当社株式が希釈化されることとなります。

また、独立委員会の勧告を受けた上で、当社取締役会が当該新株予約権の無償割当ての中止又は発行した新株予約権の無償取得を行う場合には、1株あたりの株式の価値の

希釈化は生じませんが、当該新株予約権の無償割当てに係る権利落ち日以降に当社株式の価値の希釈化が生じることを前提に売買を行った株主の皆様又は投資家の皆様は、株価の変動により不測の損害を被る可能性があります。

(3) 対抗措置の発動に伴って株主の皆様に必要な手続き

対抗措置として、当社取締役会において、新株予約権無償割当てを実施することを決議した場合には、当社は、新株予約権無償割当てに係る割当基準日を公告いたします。

割当基準日における当社の最終の株主名簿に記録された株主様に新株予約権が無償にて割り当てられます。

なお、割当て方法、行使の方法及び当社による取得の方法の詳細等につきましては、対抗措置に関する当社取締役会の決議が行われた後、株主の皆様に対し情報開示又は通知いたしますので、当該内容をご確認ください。

5. 本プランの有効期間、廃止及び変更

本プランは、本定時株主総会における株主の皆様のご承認を停止条件として、同承認があった日より発効することとし、有効期間は2023年6月30日までに開催される第82期事業年度に係る定時株主総会の終結の時までといたします。

ただし、定時株主総会において本プランを継続することが承認された場合は、かかる有効期間はさらに3年間延長されるものといたします。

本プランについては、有効期間の満了前であっても、当社株主総会又は当社取締役会により本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されるものといたします。したがって、本プランは株主の皆様のご意向に従ってこれを廃止することが可能であります。

当社取締役会は、株主の皆様のご承認を得て、本プランが延長された場合、あるいは、本プランが廃止された場合、その旨を速やかにお知らせいたします。

また、当社取締役会は、本プランの有効期間中であっても、株主総会決議の趣旨に反しない場合（本プランに関する法令・金融商品取引所規則等の新設又は改廃が行われ、かかる新設又は改廃を反映するのが適切である場合、誤字脱字等の理由により字句の修正を行うのが適切である場合、当社株主の皆様にご不利益を与えない場合等を含みます。）、独立委員会の勧告を最大限尊重して、本プランを修正し、又は変更する場合があります。

当社は、本プランの廃止又は変更等がなされた場合には、当該廃止又は変更等の事実、並びに変更等の場合には変更等の内容その他当社取締役会が適切と認める事項について、情報開示を速やかに行います。

IV 本プランが会社支配に関する基本方針に沿うものであり、株主様共同の利益を損なうものではないこと、会社役員の地位の維持を目的とするものではないこと及びその理由

当社では、本プランの導入にあたって、以下の理由から、本プランが会社支配に関する基本方針に沿うものであり、株主様共同の利益を損なうものではなく、会社役員の地位の維持

を目的とするものでもないと考えております。

1. 買収防衛策に関する指針の要件を充足していること

本プランは、経済産業省及び法務省が2005年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則）を充足しております。

また、経済産業省に設置された企業価値研究会が2008年6月30日に公表した報告書「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の内容も踏まえたものとなっております。

2. 株主様共同の利益の確保・向上の目的をもって導入されていること

本プランは、当社株券等に対する大規模買付行為がなされた際に、当該大規模買付行為に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や時間を確保したり、株主の皆様のために大規模買付者と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値及び株主様共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって導入されるものであります。

本プランによって、当社の株主の皆様及び投資家の皆様は、適切な投資判断を行うことができますので、本プランが株主様共同の利益を損なうものではなく、むしろその利益に資するものであると考えております。

3. 株主の皆様を重視するものであること

本プランは、本定時株主総会における株主の皆様からのご承認をもって発効します。

また、上記Ⅲ.5.に記載したとおり、本プランの有効期間の満了前であっても、株主総会において、本プランを変更又は廃止する旨の決議がなされた場合には、本プランはその時点で変更又は廃止されることになっております。

以上の理由から、本プランの消長及び内容は、当社株主総会の意思に基づくものとなっております。

4. 独立委員会の設置による当社取締役会判断の客観性及び合理性の担保

当社は、本プランの導入にあたり、株主の皆様のために本プランの発動等の運用に際して当社取締役会の恣意的判断を排除するために、独立委員会を設置いたしました。

独立委員会は3名以上とし、当社の業務執行を行う経営陣から独立している社外取締役、社外監査役又は、社外の有識者（会社経営者、弁護士、公認会計士及び学識経験者等）により構成されます。

当社取締役会は独立委員会の判断を最大限尊重しなければならないこととされており、当社の企業価値及び株主様共同の利益に資する範囲で本プランの透明な運営が行われる仕組みが確保されております。

5. 合理的な客観的発動要件の設定

本プランは、上記Ⅲ.3.にて記載したとおり、予め定められた合理的な客観的発動要件

が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しているものといえます。

6. 当社取締役の任期が1年であること

当社は、既に株主総会におけるご承認を得て、取締役の任期を1年に短縮しております。

したがって、本定時株主総会において本プランが承認された後、本プランの有効期間中であっても、株主の皆様は、毎年の取締役の選任を通じて、本プランにつき、そのご意向を反映できるようになっております。

7. デッドハンド型やスローハンド型買収防衛策ではないこと

上記Ⅲ.5.に記載したとおり、本プランは、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により廃止することができるものとされており、当社株券等の大規模買付行為者が、当社株主総会で取締役を指名し、かかる取締役で構成される取締役会により、本プランを廃止することが可能であります。したがって、本プランは、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。

また、本定時株主総会において本プランが承認された場合であっても、当社は期差任期制を採用していないため、本プランはスローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

以上

### 独立委員会の委員の氏名・略歴

中野 正信 (なかの まさのぶ)

- 1947年 2月 6日 生まれ
- 1969年 3月 早稲田大学第一商学部卒業
- 1970年 8月 監査法人中央会計事務所入所
- 1975年10月 公認会計士登録 (現職)
- 1989年 8月 中央新光監査法人代表社員
- 2000年 9月 中野正信公認会計士事務所開設 所長 (現任)
- 2002年10月 税理士登録 (現職)

安岡 重人 (やすおか しげと)

- 1949年 5月 7日 生まれ
- 1973年 3月 関西外国語大学外国語学部卒業
- 1973年 4月 サンスター株式会社 入社
- 1995年 8月 サネックスインク (米国) 取締役副社長
- 1998年 6月 サンスター技研株式会社 取締役 輸送機事業本部 副事業本部長
- 1999年 6月 サンスター技研株式会社 常務取締役
- 2001年 6月 サンスター技研株式会社 代表取締役社長
- 2002年 6月 サンスター技研株式会社 代表取締役 兼 執行役員社長
- 2003年12月 サンスタースイス S A オフィサー
- 2003年12月 サンスター株式会社 取締役 兼 代表執行役社長
- 2006年 7月 サンスター株式会社 代表取締役社長
- 2007年 7月 サンスター株式会社 顧問
- 2008年10月 関西外国語大学 評議員

山本 矩夫 (やまもと のりお)

1934年 4月23日生まれ

1957年 4月 京都大学法学部卒業

1959年 4月 大阪地家裁 判事補任官

1969年 4月 旭川地家裁 判事任官

1974年 4月 東京地裁 判事

1977年 4月 大阪高裁 判事

1979年 4月 大阪地裁 部総括判事

1989年 6月 福島家裁 所長

1990年 3月 神戸家裁 所長

1992年 3月 大阪高裁 部総括判事

1999年 4月 退官

1999年 7月 弁護士登録 (大阪弁護士会) (現職)

上記3氏と当社との間に特別の利害関係はございません。

以 上

## 新株予約権無償割当ての概要

### 1. 新株予約権の割当総数

新株予約権の割当総数は、新株予約権の無償割当てに関する当社取締役会決議（以下「新株予約権無償割当て決議」といいます。）において当社取締役会が別途定める一定の日（以下「割当期日」といいます。）における当社の最終の発行済みの普通株式の総数（ただし、同時点において当社の有する当社の普通株式の数を除きます。）の同数以上で当社取締役会が別途定める数といたします。

### 2. 割当対象株主

割当期日における最終の株主名簿に記録された株主様に対し、その所有する当社の普通株式（ただし、同時点において当社の有する当社の普通株式を除きます。）1株につき1個以上で当社取締役会が別途定める数の割合で新株予約権の無償割当てをいたします。

### 3. 新株予約権の無償割当ての効力発生日

新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める日といたします。

### 4. 新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は当社の普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的である株式の数は当社取締役会が別途定める数（以下「対象株式数」といいます。）といたします。ただし、当社が株式の分割又は株式の併合等を行う場合には、所要の調整を行うものといたします。

### 5. 新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及び価額

新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により当社が交付する当社の普通株式1株当たり1円といたします。

### 6. 新株予約権の譲渡制限

新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものといたします。



## 7. 新株予約権の行使条件

① 大規模買付者及び、その特定株主グループに属する者又は、これに該当することとなると当社取締役会が認める者（ただし、その者が当社の株券等を取得・保有することが当社の企業価値及び株主様共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途認める者は、これに該当しないことといたします。）、② ①の者から新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲り受けもしくは承継した者、又は、③ これら①ないし②に該当する者の関連者<sup>6</sup>（これらの者を総称して、以下「非適格者」といいます。）は、新株予約権を行使することができないものとしたします。なお、新株予約権の行使条件の詳細については、新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとしたします。

## 8. 当社による新株予約権の取得

当社は、当社取締役会が別途定める日をもって、非適格者以外の者が有する新株予約権を取得し、その対価として、新株予約権と引き換えに新株予約権1個につき当該取得日時点における対象株式数の当社の普通株式を交付することができるものとしたします。また、当社は、当社取締役会が別途定める日をもって、当社取締役会の裁量により非適格者が有する新株予約権を取得することができるものとしたします。なお、新株予約権の取得条項の詳細については、新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとしたします。

## 9. 対抗措置発動の停止等における無償取得

当社取締役会が、発動した対抗措置の停止又は変更を決議した場合その他新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める場合には、当社は、新株予約権の全部を無償にて取得することができるものとしたします。

## 10. 新株予約権証券の発行

新株予約権に係る新株予約権証券は発行いたしません。

## 11. 新株予約権の行使期間等

新株予約権の行使期間その他必要な事項については、当社取締役会が新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとしたします。

以上

<sup>6</sup> ある者の「関連者」とは、実質的にその者を支配し、その者に支配されもしくはその者と共同の支配下にある者（当社取締役会がこれらに該当すると認めた者を含みます。）、又はその者と協調して行動する者として当社取締役会が認めた者をいいます。なお、「支配」とは、他の会社等の「財務及び事業の方針の決定を支配している場合」（会社法施行規則第3条第3項に規定されます。）をいいます。

### 当社の大株主の状況

2020年3月31日現在の当社大株主の状況は次のとおりであります。

	当社への出資状況	
	所有株式数(千株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
日鉄日新製鋼株式会社	2,244	10.02
株式会社メタルワン	1,328	5.93
日本生命保険相互会社	1,270	5.67
株式会社三菱UFJ銀行	1,110	4.96
株式会社関西みらい銀行	960	4.29
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	818	3.65
大同生命保険株式会社	600	2.68
森文子	492	2.20
森浩之	466	2.08
第一生命保険株式会社	450	2.01
合計	9,741	43.48

- (注) 1. 発行済株式の総数は22,558,063株。出資比率は自己株式を控除して計算しております。  
 2. 日鉄日新製鋼株式会社は、2020年4月1日より日本製鉄株式会社に社名変更しております。

以 上

## 独立委員会規則の概要

### 1. 設置

独立委員会は、当社取締役会の決議により設置する。

### 2. 委員

独立委員会の委員は3名以上とし、公正で中立的な判断を可能とするため、当社の業務執行を行う経営陣から独立している社外取締役、社外監査役及び社外の有識者（会社経営者、弁護士、公認会計士及び学識経験者等）の中から、取締役会が選任する。

独立委員会の各委員は、原則として当社に対する善管注意義務条項等を含む契約書を当社との間で締結する。

有識者は、実績ある会社経営者、投資銀行業務に精通する者、弁護士、公認会計士もしくは会社法・経営学等を主たる研究対象とする研究者又はこれらに準ずるものでなければならない。

### 3. 任期

独立委員会の委員の任期は、2023年6月30日までに開催される第82期事業年度に係る定時株主総会の終結の時までとする。ただし、取締役会の決議により別段の定めをした場合はこの限りではない。

### 4. 招集

独立委員会の各委員は、大規模買付行為が行われた場合、その他いつでも独立委員会を招集することができる。

### 5. 決議

独立委員会は、原則として、独立委員会委員全員が出席し、その過半数をもってこれを行う。

ただし、やむを得ない事由があるときは、独立委員会委員の過半数が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行うことができる。

## 6. 決議事項その他

- (1) 独立委員会は、当社取締役会の諮問がある場合には、諮問内容に応じて、以下の各号に記載された事項について検討を行い、その決議により独立委員会としての検討結果を決定し、その決定内容をその理由を付して当社取締役会に対して勧告するものとする。
- ① 大規模買付者から提出された情報が十分か否か、大規模買付者に対して追加情報の提供を求めるか否か
  - ② 取締役会検討期間を延長するか否か
  - ③ 大規模買付行為の内容の精査・検討
  - ④ 大規模買付者が本プランを遵守したと評価できるか否か
  - ⑤ 対抗措置を発動するか否か
  - ⑥ 対抗措置を発動する場合の具体的な内容
  - ⑦ 対抗措置の停止・中止又は変更
  - ⑧ 本プランの修正又は変更
  - ⑨ その他、取締役会が、別途独立委員会が行うことができるものと定めた事項
- (2) 独立委員会は、独立委員会の判断が、当社の企業価値及び株主様共同の利益に資するようになされることを確保するために、独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます。）の助言を得ることができる。
- (3) 独立委員会の各委員は、上記の決定を行うに当たり、専ら当社の企業価値及び株主様共同の利益に資するか否かの観点からこれを行うことを要し、自己の個人的利益を図ることを目的としてはならない。

以 上



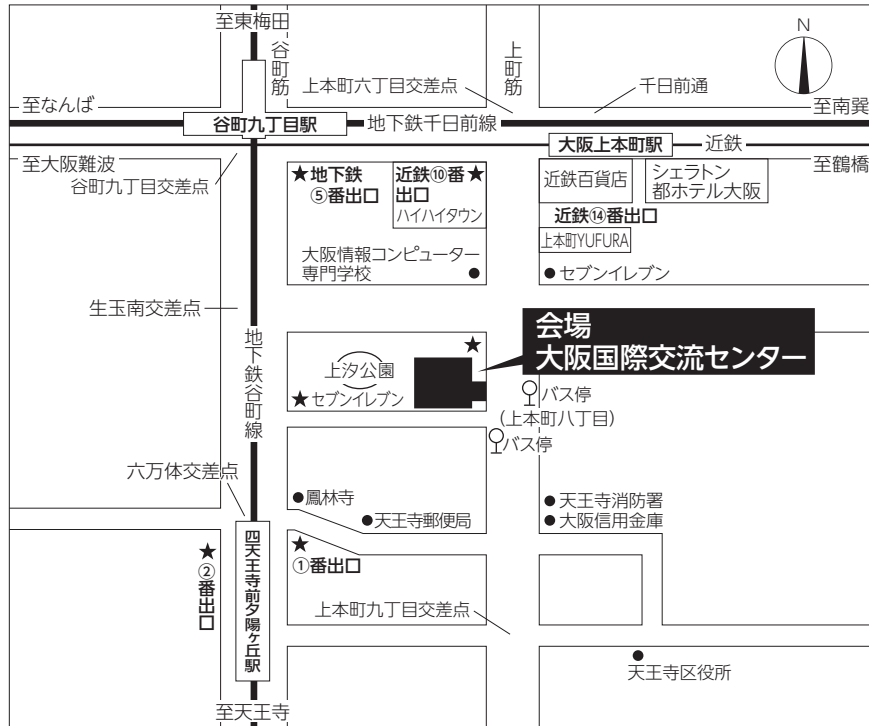








# 〔株主総会会場ご案内略図〕



★=大阪国際交流センター案内板設置場所

- 地下鉄 谷町線・千日前線 谷町九丁目駅下車 地下鉄⑤番・近鉄⑩番出口 徒歩約10分  
谷町線 四天王寺前夕陽ヶ丘駅下車 ①番・②番出口 徒歩約8分
- 近鉄 大阪上本町駅 ⑭番出口 徒歩約8分
- 会場 大阪国際交流センター 大会議室「さくら」(2階)

大阪市天王寺区上本町八丁目2番6号

電話 (06) 6773-8182 (代表)

<お願い> 新型コロナウイルス感染拡大防止の為、本総会へのご来場は控えていただき、議決権行使書により、行使いただきますようお願い申し上げます。



本報告書は、環境保全のため、  
植物油インクで印刷しています。

見やすく読みまちがえにくい  
ユニバーサルデザインフォント  
を採用しています。